

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	放課後児童健全育成事業（第1垂水児童クラブ）業務委託	
隨 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な運用を行うことが必要であるため。	
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	第1垂水児童クラブ（垂水小学校余裕教室）	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託	
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神146番地
	会 社 名	垂水児童クラブ運営委員会
	代 表 社 名	委員長 橋口 敬二
予 定 價 格	非公表	
契 約 金 額	5,566,000円	
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を選定した理由	垂水児童クラブ運営委員会には長年、垂水児童クラブの業務を委託しており、その実績から児童の安全確保は基より、運営上必要な知識、経験を有している。また、有資格者の支援員等を多数配備し、週5日及び長期休業中に対応できる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、同クラブの運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものである。	

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	放課後児童健全育成事業（第2垂水児童クラブ）業務委託	
隨 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な運用を行うことが必要であるため。	
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	第2垂水児童クラブ（垂水小学校余裕教室）	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託	
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神146番地
	会 社 名	垂水児童クラブ運営委員会
	代 表 社 名	委員長 橋口 敬二
予 定 價 格	非公表	
契 約 金 額	3,700,000円	
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を選定した理由	垂水児童クラブ運営委員会には長年、垂水児童クラブの業務を委託しており、その実績から児童の安全確保は基より、運営上必要な知識、経験を有している。また、有資格者の支援員等を多数配備し、週5日及び長期休業中に対応できる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、同クラブの運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものである。	

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	<b>福祉課</b>						
契 約 の 件 名	<b>放課後児童健全育成事業（水之上児童クラブ）業務委託</b>						
隨 意 契 約 の 根 拠	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b>						
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	<b>放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な 運用を行うことが必要であるため。</b>						
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	<b>水之上児童クラブ</b>						
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	<b>保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与 えてその健全な育成を図る事業。</b>						
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	<b>業務委託</b>						
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	<b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>						
契 約 の 相 手 方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td><b>垂水市南松原町42番地</b></td> </tr> <tr> <td>会 社 名</td> <td><b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b></td> </tr> <tr> <td>代 表 社 名</td> <td><b>理事長 和田 隆次</b></td> </tr> </table>	住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>	会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>	代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>
住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>						
会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>						
代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>						
予 定 價 格	<b>非公表</b>						
契 約 金 額	<b>8,240,000円</b>						
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	<b>シルバー人材センターには長年、水之上児童クラブの業務を委託しており、 その実績から児童の安全確保は基より、運営上必要な知識、経験を有してい る。また、有資格者の支援員等を多数配備し、週5日及び長期休業中に対応で きる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、同クラブ の運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものであ る。</b>						

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	<b>福祉課</b>						
契 約 の 件 名	<b>放課後児童健全育成事業（協和児童クラブ）業務委託</b>						
隨 意 契 約 の 根 拠	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b>						
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	<b>放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な 運用を行うことが必要であるため。</b>						
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	<b>協和児童クラブ</b>						
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	<b>保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与 えてその健全な育成を図る事業。</b>						
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	<b>業務委託</b>						
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	<b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>						
契 約 の 相 手 方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td><b>垂水市南松原町42番地</b></td> </tr> <tr> <td>会 社 名</td> <td><b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b></td> </tr> <tr> <td>代 表 社 名</td> <td><b>理事長 和田 隆次</b></td> </tr> </table>	住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>	会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>	代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>
住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>						
会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>						
代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>						
予 定 價 格	<b>非公表</b>						
契 約 金 額	<b>5,152,000円</b>						
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	<b>シルバー人材センターには長年、水之上児童クラブの業務を委託しており、 その実績から児童の安全確保は基より、運営上必要な知識、経験を有してい る。また、有資格者の支援員等を多数配備し、週5日及び長期休業中に対応で きる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、協和児童 クラブの運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたもの である。</b>						

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	<b>福祉課</b>						
契 約 の 件 名	<b>放課後児童健全育成事業（牛根児童クラブ）業務委託</b>						
隨 意 契 約 の 根 拠	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b>						
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	<b>放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な 運用を行うことが必要であるため。</b>						
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	<b>牛根児童クラブ</b>						
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	<b>保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与 えてその健全な育成を図る事業。</b>						
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	<b>業務委託</b>						
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	<b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>						
契 約 の 相 手 方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td><b>垂水市南松原町42番地</b></td> </tr> <tr> <td>会 社 名</td> <td><b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b></td> </tr> <tr> <td>代 表 社 名</td> <td><b>理事長 和田 隆次</b></td> </tr> </table>	住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>	会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>	代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>
住 所	<b>垂水市南松原町42番地</b>						
会 社 名	<b>公益社団法人 垂水市シルバー人材センター</b>						
代 表 社 名	<b>理事長 和田 隆次</b>						
予 定 價 格	<b>非公表</b>						
契 約 金 額	<b>6,165,000円</b>						
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	<b>シルバー人材センターには長年、水之上児童クラブの業務を委託しており、 その実績から児童の安全確保は基より、運営上必要な知識、経験を有してい る。また、有資格者の支援員等を多数配備し、週5日及び長期休業中に対応で きる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、牛根児童 クラブの運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたもの である。</b>						

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課
契 約 の 件 名	放課後児童健全育成事業（さざなみ学童クラブ）業務委託
隨 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	放課後児童健全育成事業における児童の安全確保及び継続的な運用を行うことが必要であるため。
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	さざなみ学童クラブ（さざなみ保育園敷地内）
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契 約 の 相 手 方	住 所 垂水市柊原3377番地
	会 社 名 社会福祉法人 さざなみ福祉会
	代 表 社 名 理事長 黒川 徹
予 定 價 格	非公表
契 約 金 額	5,756,000円
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を選定した理由	さざなみ学童クラブは、社会福祉法人さざなみ福祉会が柊原・新城小学校区等の児童を対象として、平成30年度より新たに運用を開始したもの。 同法人は、さざなみ保育園を運用しており、児童の預かりにおいては、安全面の確保や管理等において豊富な知識を有している。また、市が条例で定める専用スペース及び放課後支援支援員の有資格者も確保し、週5日及び長期休業中に対応できる支援員配置体制も整えている。これらの要素を総合的に考慮し、同クラブの運営を他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものである。

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課
契 約 の 件 名	垂水市子育て支援センター事業業務委託
隨 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	子育て支援センター業務の継続性及び利用者支援事業との一体的な運用が必要であるため。
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	垂水市子育て支援センター
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	令和4年4月1日～令和5年3月31日
契 約 の 相 手 方	住 所 垂水市田神11番地1
	会 社 名 社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会
	代 表 社 名 会長 木佐貢 泰英
予 定 價 格	非公表
契 約 金 額	4,296,000円
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	垂水市社会福祉協議会は、子育てグループの育成と支援事業を長年実施してきており、子育て支援員の経験も豊富で有り、スキルも高い。また、週5日運用に対応するために支援員も多数確保している。これらの要素を総合的に考慮し、他に本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものである。

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	<b>福祉課</b>
契 約 の 件 名	<b>垂水市利用者支援事業業務委託</b>
隨 意 契 約 の 根 拠	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b>
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	<b>子育て支援センターを拠点とした利用者支援事業の事業継承が 必要であるため。</b>
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	<b>垂水市子育て支援センター</b>
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	<b>子育てする保護者を対象に子育て支援の情報提供は基より、各種相談に応じた助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業。</b>
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	<b>業務委託</b>
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	<b>令和4年4月1日～令和5年3月31日</b>
契 約 の 相 手 方	住 所 <b>垂水市田神11番地1</b>
	会 社 名 <b>社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会</b>
	代 表 社 名 <b>会長 木佐貢 泰英</b>
予 定 價 格	<b>非公表</b>
契 約 金 額	<b>3,321,000円</b>
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	<p><b>利用者支援事業は、子育て中の保護者からの様々な悩み・相談に応じ、関係機関と連携し、指導や助言、サポートを行うもので、支援員には専門的な知識や経験が求められる。</b></p> <p><b>垂水市社会福祉協議会には、子育て支援センター業務も委託しており、情報連携等をはじめ、一体的な効果的な運用が図れること、また、支援員の経験も豊富で、スキルも高いことから、他に本市で受託できる事業所もないことから随意契約としたものである。</b></p>

# 隨 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	垂水市ファミリー・サポート・センター事業業務委託	
隨 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 隨 意 契 約 を 適用した具体的理由	垂水市ファミリー・サポート・センター事業の継続的な運用が 必要であるため。	
工事場所、履行場所 又は納 入 の 場 所	垂水市子育て支援センター	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	事業の安全かつ継続的な運営に関し、提供会員及び利用会員の研修の実施及び サービス利用の管理を行い、利用会員と提供会員との相互援助活動を行い子育 て支援環境の充実を図る事業。	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	業務委託	
工事期間、履行期限 又 は 納 入 期 限	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神11番地1
	会 社 名	社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会
	代 表 社 名	会長 木佐貢 泰英
予 定 價 格	非公表	
契 約 金 額	2,681,000円	
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を 選 定 し た 理 由	本事業は、平成29年度から実施し、これまで社会福祉協議会に委託してい る。この事業は、子育て支援センターを拠点にしており、同協議会には、子育 て支援センターの運営委託及び、利用者支援事業の運営を委託しており、事業 の連動性も高い。同協議会は子育てに関する経験も豊富でスキルも高い。他に 本市で受託する事業所もないことから随意契約としたものである。	